

平成29年10月31日

第 1 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成29年10月31日（火） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 753, 754号室

付議事項

- 議案第 51 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 52 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 53 号 民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請について
- 議案第 54 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 55 号 非農地証明申請について
- 議案第 56 号 相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第 57 号 農用地利用集積計画（案）について

報告事項

- 第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

その他

出席委員

| | | | |
|-------------|------------|------------|------------|
| 1 番 生田 政行 | 2 番 横段 登 | 3 番 池田 勝憲 | 4 番 倉本 寛 |
| 5 番 水場 守信 | 6 番 向井 幸弘 | 7 番 林 武彦 | 8 番 亀山 博司 |
| 9 番 今井 満 | 10 番 上田 勝則 | 11 番 長迫 秀 | 12 番 本末 満 |
| 13 番 灰原 松二 | 14 番 大道 正孝 | 15 番 秋光 貴志 | 16 番 土井 光弘 |
| 17 番 西田 小百合 | 18 番 石田 尚則 | 19 番 北村 正次 | |

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主任

(午後2時)

議長（北村）：委員全員が出席していますので、ただ今から平成29年第11回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、7番 林委員、8番 亀山委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。事前に議案書とともに、資料1「農用地利用集積計画（案）」及び「平成29年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会の開催について」を送付しています。また、本日、「JA広島ゆたか広報」第122号を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番から4番については、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で2,299㎡の第2種農地及び農振農用地区域内の農地です。

2番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,068㎡の農振農用地区域内の農地です。

3番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は460㎡の第2種農地です。

4番の申請地は、音戸町早瀬2丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で2,591㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢又は会社勤めで耕作困難なため、譲受人の要望により使用貸借の権利を設定するもので、譲受人は申請地を無償で借り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、水稻及びオリーブ栽培を行う予定です。

経営面積は、申請地だけで64アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満

たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番向井です。1番はすでに譲受人により管理委託契約がされており、田は水稻、畑はオリーブが作付けされており、今回20年の使用貸借の手続きをするというものです。2番から4番は休耕地となっており、高齢で農業ができないということで、20年の使用貸借契約により、譲受人がオリーブ栽培を行うというものです。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番から4番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番から4番は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、川尻町久俊2丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は127㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は自宅に隣接した申請地を譲り受けるものです。

営農計画は、野菜を作付けするものです。

経営面積は、10アールありますので、川尻地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番上田です。自宅隣の畑できれいに草刈りされており問題ない。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,295㎡の農用地区域です。

申請の事由は、譲渡人は後継者に所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営を継承するものです。

営農計画は、水稻を作付けするものです。

経営面積は、72アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番今井です。譲渡人、譲受人は親子で、現地は写真のとおりきれいな農地であり問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、下蒲刈町下島字見戸代〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積は合計で1,125㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は自宅近くの申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、レモン栽培を行う予定です。

経営面積は、申請地だけで11アールありますので、下蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番灰原です。事務局の説明のとおりで、問題はない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事務局：8番の申請地は、蒲刈町大浦字中神〇〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積は合計で337㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢かつ遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人の要望により贈与により所有権を移転するもので、譲受人は購入する中古住宅に近い申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、柑橘及び野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地だけで91アールありますので、蒲刈地区区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番灰原です。十分農地として使える状態にあり問題ない。よろしくご審議のほどお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：つぎに、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町大字中畑字日ノ平〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で985㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。

規模等は、発電容量47.2kw、太陽光パネル178枚を設置する計画です。

関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の申請済みです。

その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域は除外申請済みです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番今井です。周辺にも太陽光発電設備があり、問題ない。よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水場委員：5番水場です。排水路を十分確保してもらわないと周辺農地が困るのではないかと。

上田委員：10番上田です。自宅の近くの土地だが、道路側溝があり、また現状が田なのでその井

手もある。

水場委員：太陽光発電や資材置場などについては、雨水が一気に流れその水量を受けられるか不安がある。

今井委員：奥に大きな水路があり、そこに水が流す計画である。工事にあたり雨水排水に留意するよう指示すればよい。

水場委員：太陽光発電では、雨水排水についてトラブルが生じている。

土井委員：16番土井です。太陽光発電などでかさ上げすると、水の流れや、特に畑では地下浸透が変わる。田と同じ考えでは困る。シートを張ったりすると雨水が一気に流れ、排水の確保が必要となる。何かあったときのことを考えると、施主に責任を持たせる必要がある。自分の地元では、このようなケースで業者と地元で覚え書きを結ばせた。

横段委員：2番横段です。一筆書かせるということなのか。農業委員に書かせる責任があるのか。

議長：当事者間の合意であり、農業委員に責任はない。

水場委員：周辺農地への配慮が必要である。

議長：太陽光発電については、昨年より排水が問題となっている。現地調査の際に排水を確認するようにしてもらいたい。

議長：そのほか、なにかありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は農振農用地区域の除外の告示にあわせて許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は農振農用地区域の除外の告示にあわせて許可と決定します。

議長：つぎに、議案第53号「民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請について」を議題とします。1番と、次の議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番は関連していますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：買受適格証明が必要となる手続きには、裁判所が入札する民事執行法による売却と、税務署が入札する国税徴収法による公売があります。

この証明は、その競売などに供されている農地を申請者が入札に参加して買受けようとするときに必要となる書類で、農地法の適用を受けてその農地を買受ける資格があるかどうかを証明するものです。この買受適格証明書は入札期間に合わせて、事前に発行しなければなりません。

今回は裁判所が売却する農地で、入札は11月となっています。申請者はこの競売農地を

買受け、倉庫として利用するため、買受適格証明を受けようとするものです。また、農地法第5条の規定による許可申請書も同時に提出されています。

農地法第5条の規定による許可の申請地は、安浦町安登西8丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は104㎡の第2種農地です。議案第53号の民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請に係るもので、入札により最高価格買受申出人となった旨の証明書を5条許可申請に添付した場合、適格証明書を交付した時と事情が異なる場合を除き、許可して差し支えない旨の決定を受けようとするものです。

転用目的は、倉庫として利用するため、所有権の移転を行うものです。規模等は、隣接地と併用して2階建倉庫1棟を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に倉庫として利用されています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番亀山です。この競売物件は、昭和52年頃より倉庫が建っており、現状を認めることはやむを得ない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、議案第53号「民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請について」の1番は証明と決定します。

また、民事執行法による事務処理の円滑化を図るため、この適格証明の交付を受けた者が、最高価格買受申出人となったとき、当該証明を交付した時点と事情が異なっていたと認められる場合を除いて、農地法第5条許可申請を許可して差し支えない旨の決定をすることとして、ご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：ご異議ないようですので、その際は許可することに決定します。

議 長：つぎに、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、阿賀南6丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は171㎡の第2種農地です。

転用目的は、申請農地を購入し、駐車場4区画を整備しようとするものです。しかしながら、写真のとおり既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番石田です。周辺には住宅があり、市街化区域内でもおかしくないが、市街化調整区域内ということでこの許可申請となったものです。以前より駐車場として使われてきておりすでに農地性はない。始末書も添付されており、転用許可はやむを得ないと判断した。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番から6番は、譲受人及び転用目的が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、苗代町字観音面〇〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積は合計で704㎡、4番の申請地は、苗代町字観音面〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で378㎡、5番の申請地は、苗代町字観音面〇〇〇〇番、地目は畑、面積は97㎡、6番の申請地は、苗代町字観音面〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は畑、面積は合計で569㎡、3番から6番の、4件合計で、10筆、1,748㎡の、いずれも市街化調整区域内の、第2種農地です。

転用目的は、近接地で自動車解体業を行っている法人が、廃車置場が不足しているため申請地を廃車置場として利用しようとするもので、4番は賃借権の設定、そのほかの3件は、売買による所有権移転を行うものです。

計画全体としては、農地以外の土地を含め約6,000㎡の予定ですが、今回所有権移転等が可能な農地について申請し、廃車置場として使用しようとするものです。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番生田です。写真のとおり農地としての再生は困難な状況の土地です。排水対策については、県道のそばの土地であり、その道路側溝で排水を受ける計画です。地元業者の施設の拡張であり、認めて問題ないと思う。ご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、3番から6番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、3番から6番は許可と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、倉橋町字大坪〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で246㎡の第2種農地です。

転用目的は、隣接する住宅の駐車場及び進入路用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、駐車場3区画及び進入路を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番林です。申請地はバイパスのそばで、周辺には保育園、民家がある。隣接宅地の所有者が駐車場として使用するというもので、問題はない。また、隣接地は登記地目が雑種地だったが現況が農地であったため、現地調査時に転用許可申請を指導し許可案件とした。ご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、川尻町久筋2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は522㎡の第2種農地です。

転用目的は、住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場3区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番上田です。申請地は2枚の田で、上を宅地、下を駐車場として利用するというもので、問題はない。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：9番と10番は、譲受人及び転用目的が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、川尻町上畑〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は749㎡の第2種農地、10番の申請地は、川尻町上畑〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は79㎡の第2種農地です。

転用目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。しかしながら、一部埋め立てされていることから、農地法の手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。

規模等は、9番と10番の申請地をあわせて、駐車場20区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番上田です。隣接する工場の社員のための駐車場として使用するということで問題はない。一部埋め立てしていることについては、始末書を添付させている。ご審議願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、9番と10番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、9番と10番は許可と決定します。

議 長：11番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：11番の申請地は、下蒲刈町下島字見戸代〇〇〇番〇、地目は畑、面積は59㎡の第2種農地です。

転用目的は、自宅に近い申請地を購入し駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、駐車場2区画分を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番灰原です。事務局の説明のとおりで、問題はない。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第55号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、豊浜町大字豊島字札場口〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、現況は原野、面積は合計で137㎡の第2種農地です。

申請の事由は、昭和60年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番灰原です。豊浜市民センターのすぐ上のところだが、急傾斜地で、以前は宅地化していたが、現状は写真のとおり原野となっている。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第56号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案第56号については、記載の農地について、相続人が相続税の納税猶予の特例の適用を受けるとして呉税務署に申告したものです。

この制度は、特例が適用される農地の一定部分の相続税額の納税を猶予し、相続人が相続税の申告期限の翌日から20年間、農地を引き続き耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されるものです。

この20年が経過するに当たり、呉税務署より猶予の特例の適用を受ける農地の利用状況の確認の依頼があったため、現地調査し議案としたものです。

1番の調査地は、仁方大歳町〇〇〇番ほか7筆、地目は田及び畑、面積は特例農地の適用を受ける農地面積の合計で2,083㎡の、第2種及び第3種農地です。

平成9年11月に夫が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、写真のとおり、住宅、倉庫等の一部を除き果樹、野菜の植え付けが行われているほか、耕起されており、農地として耕作、管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番石田です。現地はみかん等の果樹または野菜が作付けされており畑として管理されていた。耕作農地として認めてよいと判断しました。ご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告と決定します。

議 長：つぎに、議案第57号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：この事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づいて農用地の利用権を設定し、貸し借りを促進していく事業です。10月10日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが、資料1の「農用地利用集積計画（案）」です。なお、この農用地利用集積計画の決定については、「農業経営基盤強化促進法」第1

8条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとなっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

それでは、内容について説明します。

1ページは、利用権の設定について新規の申込みのあった方の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、郷原町字ワラヒノ山〇〇〇〇番〇〇ほか24筆、合計面積は6,226㎡です。

2ページは、利用権の設定について再設定の申込みのあった方の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、郷原町字万九郎〇〇番ほか1筆、合計面積は274㎡です。

設定する権利内容は、新規は使用貸借及び賃貸借による権利の設定で、再設定は使用貸借による権利の設定です。

その他、貸し借りの期間及び利用目的等については、それぞれ資料のとおりとなっております。

3ページは、利用権を設定する場合の、貸す方及び借りる方との間において交わされる具体的な契約内容や取り決めを記載した共通事項です。

4ページ、5ページは、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成と農業従事者の人数等を記載しています。

農用地利用集積計画の説明は以上です。なお、本日の総会で決定しましたら「農業経営基盤強化促進法」第19条の規定により、すみやかに公告することになっています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の12ページから15ページは、市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、農地法第5条の規定による届出が10件ありました。

16ページは、農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、この1ヶ月間に「農地法第18条第6項の規定による通知に関する専決処理規程」により受理したもので、合意解約が1件ありましたので、報告します。

- 議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。
- 事 務 局：事前に送付している「農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会」の案内についてですが、11月27日 月曜日 13時から16時 広島市のKKRホテルで開催されます。研修内容は記載のとおりです。この研修に参加できない方は、11月2日 木曜日までに事務局に連絡してください。なお、交通手段については、追って連絡します。
- 議 長：今までを通じて、何かご意見、ご質問はありませんか。
- 林 委 員：7番林です。議案第54号の3番から6番についてだが、現地に農地性はないが5条転用許可申請としている。自分の地元では、このような事例の場合、非農地証明をとって地目変更を行い、その後に所有権移転して資材置場等に使用するという事例があった。現状が山林等で非農地の場合は、4条5条の転用許可なのか、非農地証明を出すのか、その線引きをしてもらいたい。
- 事 務 局：登記地目が農地や現況に農地性があれば農地法の適用があり、4条または5条の転用許可が必要となる。非農地証明は、行政処分ではなく広島県の要領に基づく行政サービスとして行っており、必須事務ではない。転用目的が明確な場合は、現状が非農地化していても転用許可を指導している。
- 林 委 員：転用計画が決まっても、現況が非農地となっているから非農地証明をとって地目変更し、その後売買するというやり方は必要ないという解釈でよいですね。
- 事 務 局：転用許可は行政処分として行うもので、さきほどの太陽光発電設備の事例のように水路の確保等の指導が可能だが、非農地証明はそのような指導はできない。転用目的が明確なものについては転用許可申請とし、利用目的に応じ、必要であればそれに応じた指導をする。
- 西 田 委 員：17番西田です。非農地証明申請を受け付けるときに、利用目的を確認しているのか。
- 事 務 局：現状が山林または原野となっても、非農地証明申請の理由には、地目変更登記申請のためと記載される。記載された地目の現地確認は行うが、その後の利用目的の確認はしていない。
- 議 長：そのほか、なにかありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。
次回、第12回総会は、平成29年11月30日 木曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で平成29年第11回呉市農業委員会総会を閉会します。
本日のご審議, ありがとうございました。

(午後3時)